法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十二号）の規定によりその商業登記の事務が熊本地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の熊本地方法務局阿蘇支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十二号）の規定によりその商業登記の事務が福島地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福島地方法務局白河支局及び須賀川出張所

平成二十一年十一月九日

平成二十一年十一月十六日

附　則

この告示は、平成二十一年十月三十日から施行する。

○財務省告示第三百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十月三十日

財務大臣　藤井　裕久

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○・八○トン
四	一七、五四四トン
五	六○九トン
六	六トン
七	四・○八トン
八	○・三二トン
九	一六、六六五トン
一○	二、八二九トン
一一	一九二トン
一二	三三、八○三トン
一三	二、二二二、六四二トン
一四	七四六、二九○トン
一四の二	三○二、九七二トン
一五	四三二トン
一六	七、六五一トン
一七	七一、三○四トン
一八	七、六六一トン
一九	四八○トン
二○	一二二トン
二一	一一、三二五トン
二二	三三二トン
二三	二、七六三トン
二四	一一トン
二五	○トン
二六	二、六四五トン
二七	四、一五九トン
二八	一トン
二九	三四四トン

○財務省告示第三百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十月三十日

財務大臣　藤井　裕久

平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万六百八十四トン

二　冷凍牛肉　十三万二千十四トン

○財務省告示第三百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十月三十日

財務大臣　藤井　裕久

平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十二万四千九百八十二トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十二万四千九百八十五トン

○財務省告示第三百五十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十一年十月三十日

財務大臣　藤井　裕久

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
四	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二九〇六・一一号に掲げる物品	インド
二六	関税率表第四四〇八・一〇号の二の㈠、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・三九号の四の㈠又は第四四〇八・九〇号の二の㈠に掲げる物品のうち合板用単板以外のもの	中華人民共和国
	関税率表第四四〇八・三九号の一の㈠又は第四四〇八・九〇号の一の㈠に掲げる物品	コロンビア
六九	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうちニッケルの含有量が全重量の三三％未満のもの以外のもの	ペルー ナミビア
七六	関税率表第七九・〇一項に掲げる物品	

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十一年九月

○財務省告示第三百五十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から適用する。

平成二十一年十月三十日

財務大臣　藤井　裕久

東京税関の項中「東京都江東区青海二―五十六」を「東京都江東区青海二―七―十一」に改める。